

取引主体識別子（LEI）の概要

— ISO 17442-3 検証可能なLEIを中心に —

2025年2月26日
日本銀行決済機構局

本文書の記載は十分注意しておりますが、国際標準の内容は原文にてご確認ください。本文書はISO 17442
そのものの解説ではなく、参考情報です。一般的に使用されている言葉・用法と異なる場合があります。
また、各組織の活動内容は、変更されている場合がありますので、ホームページ等にてご確認ください。

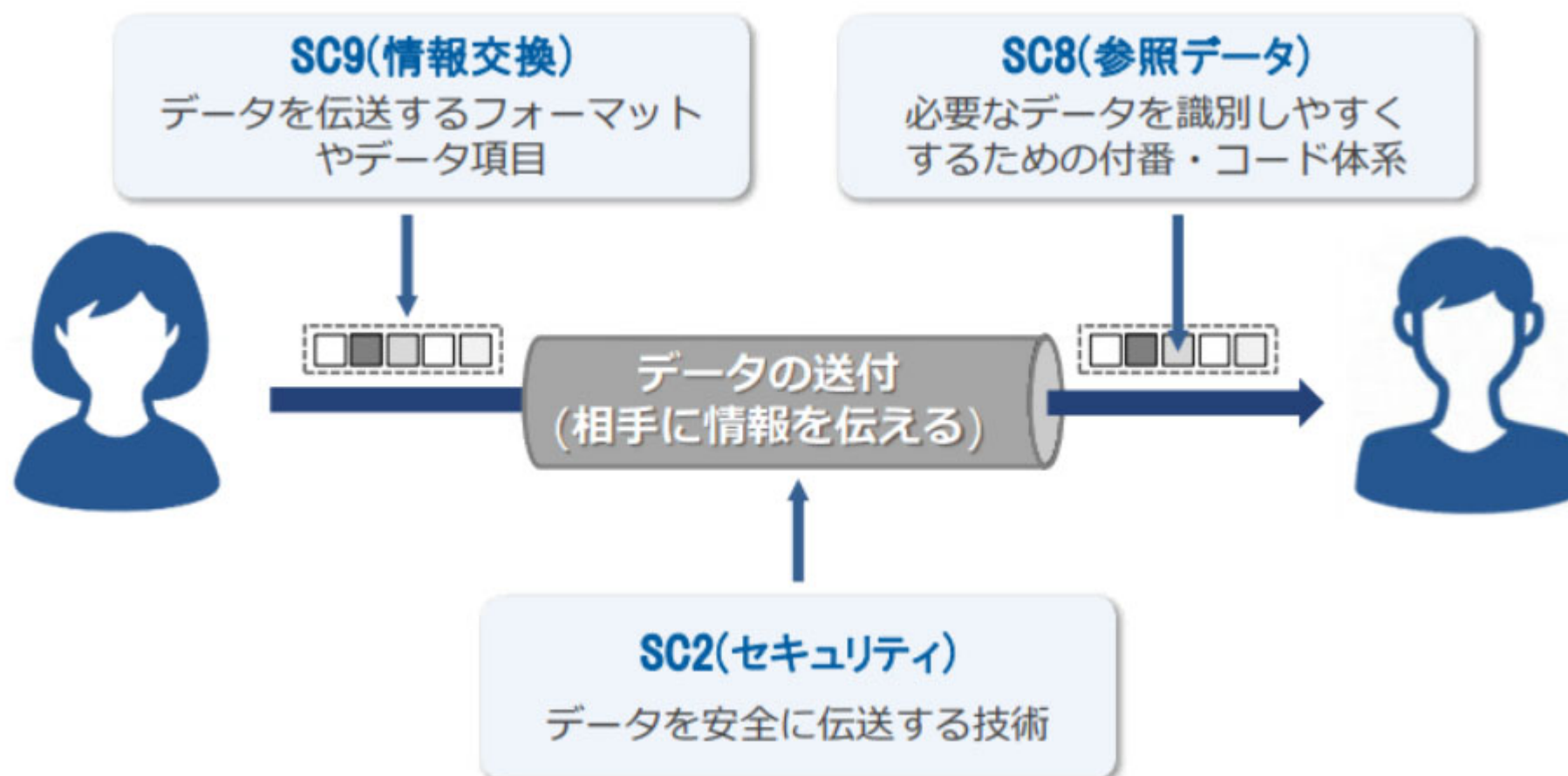
金融サービス分野の標準化

- **ISO/TC68**は、国際標準化機構の金融サービス専門委員会。
- 日本銀行決済機構局は、**ISO/TC68国内委員会事務局**を担う。



3つの標準化領域

- 標準化の対象は、金融サービスを担うシステム同士が円滑かつ安全に情報交換するために必要な要素技術。



- 金融取引に関する情報を伝送する際には、多くの情報の中から必要な情報を識別できるようにするための付番・コード体系である「識別子(Identifier)」が不可欠。

金融機関の特定

ISO 9362(金融機関等コード、Business Identifier Code : BIC)

店頭デリバティブ等の取引主体(法人・ファンド)の特定

ISO 17442(取引主体識別子、Legal Entity Identifier : LEI)

通貨・口座・取引・証券の特定

ISO 4217(通貨コード、Codes for the representation of currencies)

ISO 13616(口座番号、International bank account number : IBAN)

ISO 23897(証券等の取引番号、Unique transaction identifier : UTI)

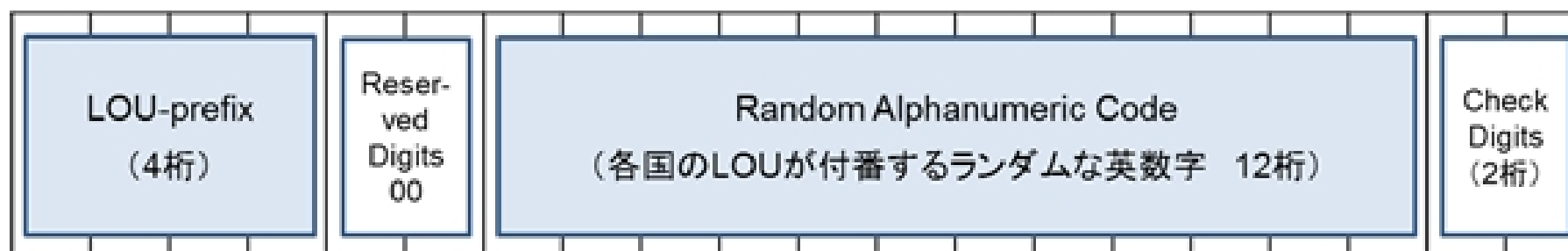
ISO 6166(証券の番号、International securities identification number : ISIN)

取引主体識別子：LEI

- LEI (Legal Entity Identifier) は、金融商品の取引を行う当事者（法人、ファンド）を識別する20桁の英数字。
- 識別された法人に関する格納情報を閲覧可能。

353800717BLAHZMEXR15

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20



※ LOU : Local Operating Unit (各国のLEI付番機関)

※ 東証のLOU-prefix は「3538」(東証が指定するLEIの冒頭4桁の番号)

(Primary) Legal Name: 日本銀行 Other Names: BANK OF JAPAN

Entity Legal Form: その他の設立登記法人 (ja)

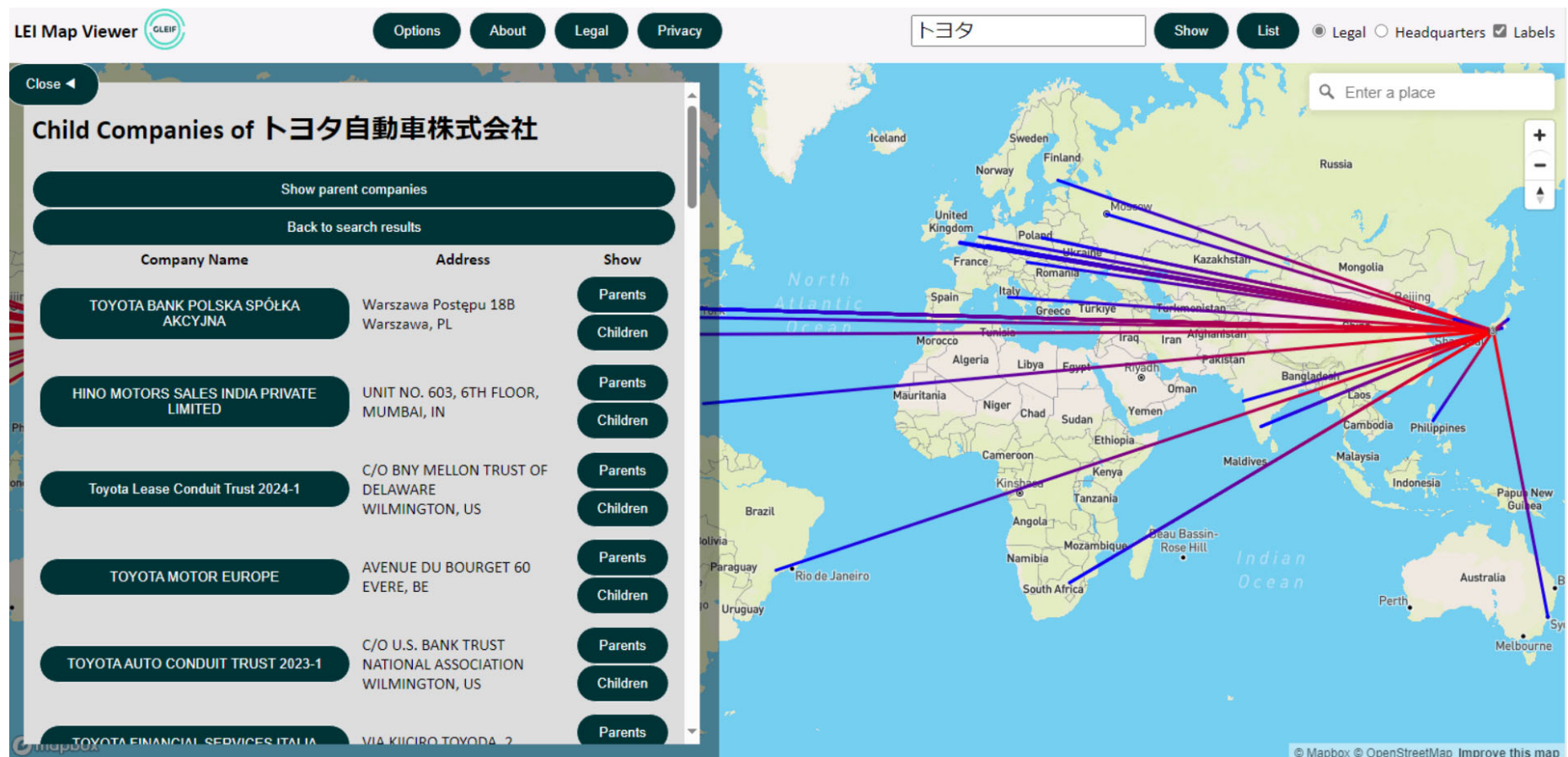
Legal Address: 日本橋本石町2-1-1 103-0021 東京都 中央区 JP | Japan

BIC Code: BOJPJPJXXX データ項目はISO 17442-1 6節に定めるものと関連データ

(出所) グローバルLEI財団、東京証券取引所

取引主体識別子：LEI（続き）

- 法人の親子関係等も検索可能であり、取引相手の情報収集を効率的に行える。



LEIの導入経緯と国際標準の整備

2008年9月	リーマン・ブラザーズが破綻
2010年7月	ドッド・フランク法に基づき、米国財務省に金融調査室(OFR)が設置され、LEI導入に向けた議論を開始
2011年11月	G20が金融安定理事会(FSB)に対し、LEIのガバナンスの枠組みに関する提言の取り纏めを要請(カンヌ・サミット)
2012年6月	FSBが報告書「金融市場のためのグローバルなLEI」を公表し、グローバルなLEIシステムの構築を提案、G20ロスカボス・サミットで承認
	ISO 17442(初版)発行
12月	米国商品先物取引委員会(CFTC)が、LEIを利用した店頭デリバティブ報告の段階的な導入を開始
2013年1月	LEIの規制監視委員会(ROC)が発足
2014年2月	欧州証券市場監督機構(ESMA)がLEIを利用した店頭デリバティブ取引報告を義務付け
	ROCが参照情報の登録フォーマットを決定
6月	LEIの推進や利用支援のためにグローバルLEI財団(GLEIF)が設立される
8月	東京証券取引所がLEIの付番機関としての業務を開始
2017年7月	ISO 20275(ELF)発行
2019年4月	ISO 17442(第2版)発行
2020年8月	ISO 17442-1(第3版)、ISO 17442-2発行
10月	ROCのガバナンス対象が、LEIに加えてUTI/UPI/CDEも含む形に拡充
2022年2月	ISO 5009(OOR)発行
2024年4月	金融庁がLEIを利用した店頭デリバティブ取引報告を義務付け
10月	ISO 17442-3発行

- LEI関連の国際標準は5つ（本体3、付随データ2）存在。
- 検証可能なLEIが24/10月に発行された。

ISO 17442-1:2020 LEIの桁数やデータ項目、取得可能な主体等を規定
Financial services — Legal entity identifier (LEI) — Part 1: Assignment

ISO 17442-2:2020 LEIをデジタル証明書に埋め込む方法（公開鍵方式）を規定
Financial services — Legal entity identifier (LEI) — Part 2: Application in digital certificates

ISO 17442-3:2024 LEIを内包する検証可能な資格情報であるvLEIを規定
Financial services — Legal entity identifier (LEI) — Part 3: Verifiable LEIs (vLEIs)

ISO 20275:2017 LEIのデータ項目である組織形態（株式会社等）を規定
Financial services — Entity legal forms (ELF)

ISO 5009:2022 LEIと組合わせる組織における公的役割（執行役等）を規定
Financial services — Official organizational roles — Scheme for official organizational roles

- 「法人間で、自動化された即時身元確認を行い取引したい」（権限者署名書類の取交しや確認事務から解放されたい）という産業ニーズに応えるもの。
- vLEIの直感的理解＝取引と紐づいた「法人情報（LEI）、当該法人の権限者の名前と役職を入れ、封緘された封筒」（デジタルに暗号署名されている）。

【ISO 17442-3規格書】

LEI（ISO 17442-1）のAuthentic Chained Data Containers（ACDC）資格情報における使用法を定めたもの。組織における公的役割（ISO 5009）と組合わせて利用。

【規格書における用語定義例】

ACDC資格情報：検証可能な資格情報の一種。資格情報チェーン向け規範サポート機能を備え、技術仕様ではKey Event Receipt Infrastructure（KERI）プロトコルやComposable Event Streaming Representation（CESR）などに支えられている。

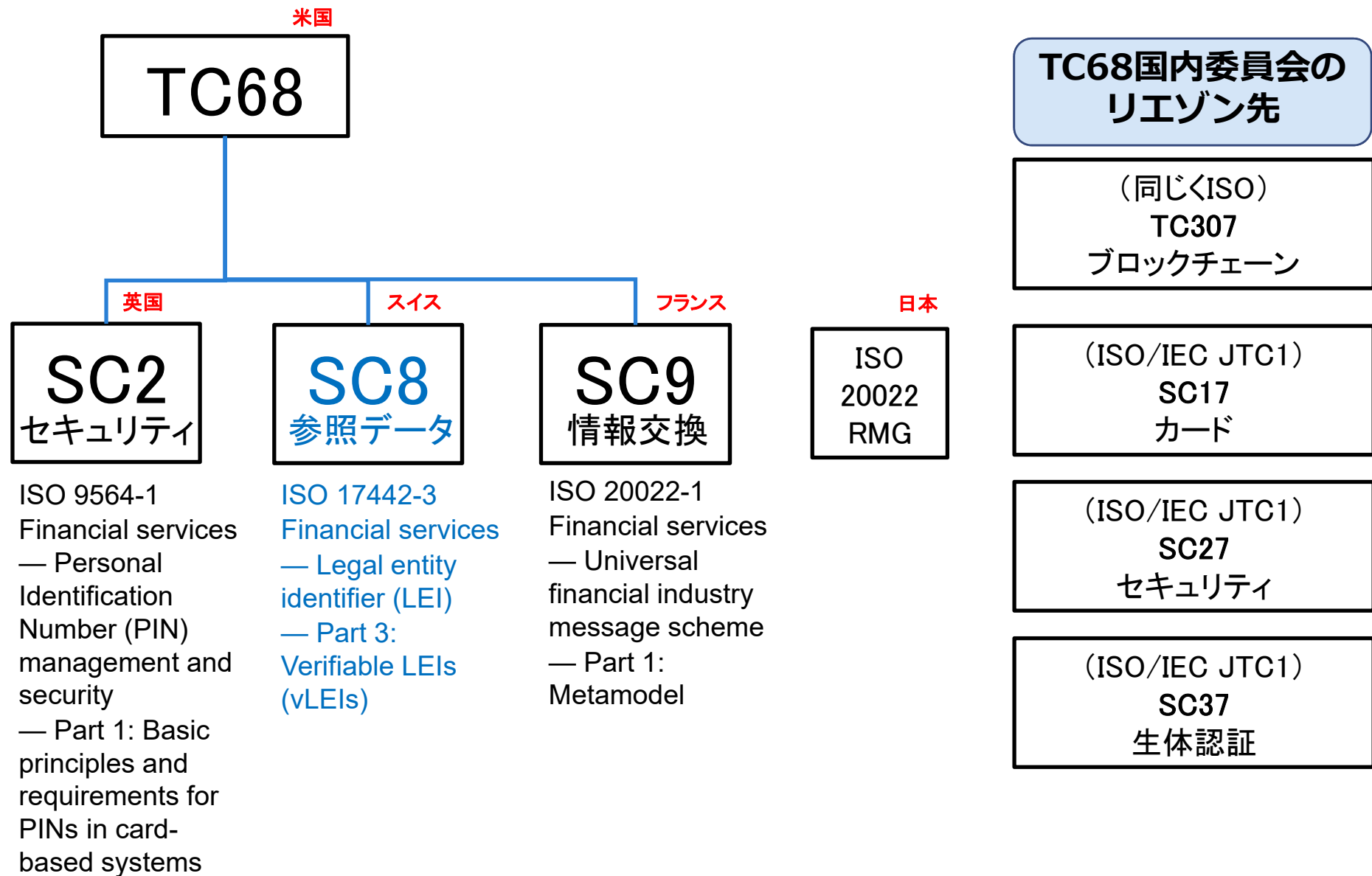
vLEI：LEIを内包するACDC資格情報（vLEI体系のガバナンスに即して発行される）。

- 公式文書、取引、やり取りに関連付けられたvLEIを活用することで、様々な産業ソリューションが期待される。
 - 銀行監督当局への重要書類の報告（報告が適切な責任者により行われたもののかの確認が特に重要）
 - 保健・医療分野での手続き（プライバシーや誤りのなさが特に重要）
 - 貿易取引（通関事務の関係で情報紐づけが特に重要）
 - サプライチェーン管理（品質管理・ガバナンスのための責任者確認や透明性確保のための情報紐づけが特に重要）
- 詳細は後続のパネルディスカッションでパネリストにご紹介いただく予定。

参考：ISO/TC68審議体制と国際標準事例



ISO/TC 68 国内委員会



ご清聴ありがとうございました
ISO/TC68活動にご関心をお持ちの
方はお気軽にご連絡ください

照会先

ISO/TC 68 国内委員会事務局
(日本銀行 決済機構局)

E-mail: iso-tc68@boj.or.jp

03-3277-2150
03-3277-1483 (事務局直通)

ISO/TC68国内委員会ホームページ

<https://www.boj.or.jp/paym/iso/isotc68/index.htm>

